

農業用ため池の管理及び保全に関する実態調査結果 に基づく通知に対する改善措置状況の概要

総務省中部管区行政評価局は、「農業用ため池の管理及び保全に関する実態調査結果に基づく通知（令和3年8月18日）」に対する改善措置状況について、農林水産省東海農政局から回答を受け、その概要を取りまとめましたので、公表します。

主な調査結果

①市町村によるため池の管理状況の把握等

市町村が管理していないため池の多くは、防災上の観点からの管理状況の把握は行われていない状況

②ため池管理マニュアルの活用状況

管理者がため池の点検・管理を行っていくうえで必要な「ため池管理マニュアル」が、個人や団体の管理者に対して配布されていない状況

③安全上重要な情報の把握・整備（管理者名、管理内容等）

一部の防災重点ため池に所有者、管理者又は届出者が不明なものがある

改善意見

各県及び市町村がため池の管理状況を把握するための取組を推進していく上で、有益な情報を提供するなど、県や市町村への支援を行うことが必要

管理マニュアルを管理者に配布するほか、各種説明会を開催するなどにより、適切な管理方法について指導するよう、県に対して助言を行うことが必要

届出内容の確認及び不明な事項の補完に努めるよう、県に対して助言を行うことが必要

東海農政局の改善措置概要

東海3県のため池担当者会議の開催及び通知等により、ため池の管理状況を把握するための取組を推進するよう依頼
また、各県に対して、市町村と連携した取組を推進する上で有益な情報を周知・助言

上記の担当者会議や通知等により、各県に対して、管理マニュアルの配布や適切な管理方法の指導等を行うよう依頼
また、管理マニュアルの配布方法等について有益な情報を周知・助言

上記の担当者会議や通知等により、各県に対して、県と市町村が連携して、届出事項の確認及び不明な事項の補完を進めるよう周知・助言



【照会先】 評価監視部 第3評価監視官 森田 敏尚
 電話：052-972-7427 FAX：052-972-7450
 e-mail: chbhyk03@soumu.go.jp
<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>

1 ため池の管理の現状と適正な管理の推進状況等

(1) 市町によるため池の管理状況の把握等

〈調査結果の概要〉

- ◇ ため池の管理状況の把握等については、調査対象市町ごとに対応状況が異なっており、市町が管理していないため池の多くは、防災上の観点からの管理状況の把握は行われていない状況
 - ◇ 一方で、調査対象市町の中には、市内の防災重点ため池（注参照）を対象に、職員が現地確認を行い、異常があれば管理者に改善指導している例有り
- （注）防災重点ため池は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池



〈改善意見〉

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全を推進するため、管内の各県及び市町村がため池の管理状況を把握するための取組を推進していく上で有益な情報を提供するなど、各県及び市町村に対して支援を行う必要がある。

〈東海農政局の改善措置内容等〉

1. 東海農政局は、管内の東海3県（愛知、岐阜、三重）に対し、ため池の管理状況を把握するための取組を推進するため市町村と連携して取り組むよう文書で通知するとともに、各県が取組を推進していく上での課題等を確認
2. 「農業用ため池の管理及び保全に関する担当者会議」（令和3年10月25日）を開催し、各県担当者に対して、中部管区行政評価局の調査結果と指摘に関する管内の課題を踏まえて、次のとおり周知・助言を実施
 - 各県が開催する市町村との会議等において、ため池の管理状況を把握する取組を推進する必要があることを周知すること
 - 市町村担当者の人員不足といった課題への対応として、ため池等管理専門職員の配置等、人員の補強を図ること
 - 管理者が個人かつ高齢であるため、管理状況が把握しづらいといった課題に対応するため、次の方策を推進すること
 - ・ 各県及び市町村は、高齢な管理者等に対し、ため池に異常が確認された場合には市町村等へ連絡するよう周知するとともに、点検等については市町村等が支援することで、市町村が管理状況を把握できる体制を整備すること
 - ・ 各県及び市町村は、ため池管理者が市町村と管理状況等を共有できる「ため池管理アプリ」や、遠隔管理カメラ等のICT機器の導入や活用を支援するための取組を図ること
3. その後同局は、各県の対応状況についてフォローアップを行い、各県等において、①防災重点農業用ため池については、ため池管理者や市町村による年1回の定期点検の実施やため池サポートセンター等による現地パトロールの実施、②ため池等管理専門職員の配置や一部市町で臨時職員の配置による人員の補強など、ため池の管理状況を把握するための取組の推進が図られていることを確認

1 ため池の管理の現状と適正な管理の推進状況等

(2) ため池管理マニュアルの活用状況

〈調査結果の概要〉

- ◇ 調査対象市町の状況をみると、管理者がため池の点検・管理を行っていくうえで必要な「ため池管理マニュアル」が、個人や団体の管理者に対して配布されていない状況
- ◇ また、個人や団体が管理しているため池では、高齢の管理者が多く、草刈など一部の管理しかできない者が管理者となっているなど、ため池の適切な管理体制を整えることが課題

〈改善意見〉

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全を推進するため、県と市町村を通じて、ため池管理マニュアルを管理者に配布するほか、各種説明会を開催するなどにより、適切な管理方法について指導するよう、各県に対して助言を行う必要がある。

〈東海農政局の改善措置内容等〉

- 東海農政局は、前述の担当者会議や通知等によって、管内各県に対し次のとおり周知・助言を実施
 - 配布等が進んでいない市町村に対し、ため池管理者にため池管理マニュアルを配布し、適切な管理方法等について指導すること
 - ため池の管理者が高齢等のため配布しづらいといった課題に対応するため、
 - ・ 管理マニュアルは、ため池の管理に必要な基本事項等を取りまとめたもので、管理や点検、非常時の対応の際に活用することを想定したものであることを丁寧に説明する等して、管理マニュアルを配布すること
 - ・ 管理点検のポイント等を記載した独自の管理マニュアル等を作成し配布することも検討すること
 - ため池管理者が特定されないため、配布自体が困難といった課題に対応するため、県は市町村と連携して、管理者等を特定する取組を推進すること。なお、管理者等の特定に時間を要する場合には、市町村の広報誌等を活用して、ため池管理の重要性やため池の管理点検のポイント等を掲載し、ため池の利用者や暫定的な管理者等にも広く周知すること
- その後同局は、各県の対応状況についてフォローアップを行い、各県において、例えば、ため池の管理のポイントをまとめたマニュアルを作成し研修会等で配布・説明するなど、ため池管理マニュアルの活用の推進が図られていることを確認

ため池管理マニュアル

(令和2年6月農林水産省農村振興局
(一部抜粋))

✓ ポイント

- ・ 管理しているため池の状態を知ることが大切
- ・ ため池の特徴を把握し、マニュアルを活用し最善の状態に保つ

〈ため池の状態チェック〉

- ・ ため池や洪水吐に土砂やゴミが堆積していませんか？
- ・ 堤体や管理用道路が見えないほど草木や竹が茂っていませんか？

(略)

このマニュアルには、このようなため池の管理に関するポイントがまとめてあります。……………

(注) 農林水産省「ため池管理マニュアル」から抜粋

2 ため池の安全上重要な情報の把握・整備

〈調査結果の概要〉

- ◇ 届出による情報の把握・整備状況をみると、一部の防災重点ため池について所有者、管理者又は届出者が不明なものがある。
- ◇ また、市町村では、管理内容が不明又は記載がないまま提出があったものをそのまま受理しており、届出内容の確認と補完が十分に行われていない状況

〈改善意見〉

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全の確保に資するため、県と市町村が連携して届出事項の確認及び不明な事項の補完に努めるなど適正な届出がなされるよう、県に対して助言を行う必要がある。

〈東海農政局の改善措置内容等〉

1. 東海農政局は、前述の担当者会議や通知等によって、管内各県に対し次のとおり助言等を実施
 - 県と市町村が連携して届出事項の確認及び不明な事項の補完を進める体制を整備すること
 - 管理者等が特定できない場合には、ため池利用者や地域の方との話し合い等により管理者を選任することや、集落等による管理への移行をすること
 - 防災上の観点から、管理者等が不明なため池については、補完調査が終了までの間、市町村による監視体制を構築すること
2. その後同局は、各県の対応状況についてフォローアップを行い、各県において、管内市町村と連携して補完のための調査を進めるなど、ため池の安全上重要な情報の把握・整備の推進が図られていることを確認

3 特定農業用ため池の指定

〈調査結果の概要〉

- ◇ 特定農業用ため池の指定状況をみると、三重県では令和3年3月末時点で、要指定箇所約4割が未指定の状況
- ◇ 残りの未指定分については、今後、指定に向けて市町村への意見照会等を行っていくこととしているが、令和3年4月から6月末時点までに指定に至ったものはみられない。

〈改善意見〉

東海農政局は、ため池の適正な保全及び防災・安全対策を推進するため、特定農業用ため池について計画的に指定を行うよう、県に対して助言する必要がある。

〈東海農政局の改善措置内容等〉

1. 東海農政局は、前述の担当者会議や通知等によって、三重県に対し次のとおり助言等を実施
 - 特定農業用ため池指定は、防災上の観点から非常に重要であるため、浸水想定区域図により指定の要否を判断し、関係者との調整を経て、できるだけ早期に指定すること（令和3年10月末目途）
2. その後同局は、三重県が、令和3年10月29日までに、特定農業用ため池の指定等を実施することで、未指定の状況を解消していることを確認